

②本人が治療費等を負担している場合（補装具代・移送費等含む）【非受領委任】

<必要な書類>

療養補償請求書（様式第6号）

※裏面が病院・薬局・接骨院・移送費の種別によって異なるので注意

領収書原本（自家用車・電車等による移送費の場合を除く）

※A4用紙に貼付すること

その他請求書の内容に応じて必要な添付書類
（よくあるもの）

- ・補装具を購入した場合…医師の証明書
- ・入院で個室などを使用した場合…上級室・個室等証明書（医療機関が記載）
- ・移送費（自家用車使用）の場合
…移送費明細書（支部様式第8号）
…インターネットによる地図検索で経路と距離が表示された画面のコピー

※令和7年7月1日以降、自家用自動車の利用については、やむを得ず利用しなければならなかったものと認められる場合に限り、療養補償の対象となることとされました。やむを得ず利用した場合は、以下の例を参考に、その理由を移送費明細書の移送費明細欄や欄外等に御記載ください。

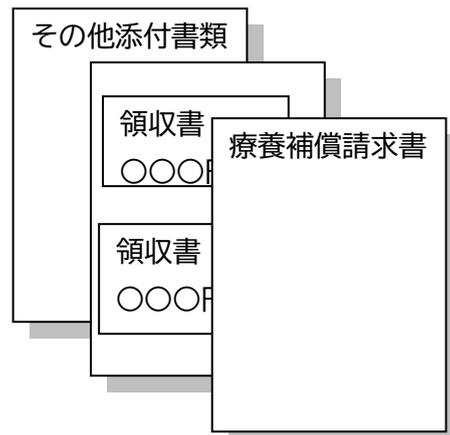
例：①傷病等の部位及び状況により、公共交通機関の利用が困難であるため。（左足を負傷しており、運転は可能であるが、歩くことが困難である場合など）
②出発地から医療機関までが遠く、周囲に利用できる公共交通機関もないことから、自家用自動車以外の通院が困難であるため。
③通勤を自家用自動車で行っており、通勤途中で医療機関を受診しないと診療時間に合わない等、自家用自動車以外の通院が困難であるため。

・移送費（電車・バス利用）の場合…インターネットによる乗換検索等で運賃が表示された画面のコピー

・移送費（タクシー利用）の場合

…領収書原本 ※A4用紙に貼付すること

※移送費明細書にタクシーを利用する理由と期間についての所見を医療機関の医師に記入していただく必要があります。タクシー代は負傷のため、独歩できない等の特別な事情がある場合にのみ支払われます。



<チェック項目>

右上部の「請求者の氏名・住所」に記載

「送金希望の場合」の口座名等に、請求者の口座情報を漏れなく記載

医療機関記載面（裏面）に、医療点数や処置の内容等を記載
（又は「診療報酬明細書」を添付）

医療機関記載面（裏面）最下部の医療機関証明欄を必ず記載

被災職員が記載

医療機関が記載（移送費の場合は不要）

埼玉県教育局教育総務部教職員課 総務・公務災害補償担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

Tel 048-830-6665 ホームページはこちら▽

埼玉県 教職員 公務災害

